

補助ボイラの給水管装置に関する事項

改正規則等

鋼船規則 D 編
高速船規則
鋼船規則検査要領 D 編

改正事項

補助ボイラの給水管装置に関する事項

改正理由

本会規則においては、補助ボイラ等に関し、冗長性の観点から、主ボイラと同様に 2 系統の給水管系統を設ける旨規定しており、例外的に、当該装置が故障した場合であっても、通常航海及び貨物の加熱に支障をきたさない代替の設備が設けられている場合等に限る、給水管系統を 1 系統とすることを認めている。

IACS において、当該冗長性について統一的な取扱いとすべく議論を行った結果、2 以上の適切な容量の補助ボイラ等を組み合わせた蒸気発生装置を設備すること等により十分な安全性が確保される場合を除き、原則、補助ボイラ等においては 2 系統の給水管系統を設ける必要があるとの合意に至ったことから、今般、関連規定を改めた。

改正内容

補助ボイラ等においては、2 系統の給水管装置を設ける旨明確に規定すると共に、蒸気胴の給水取入口は 1 とすることができる旨規定した。